

< 一般委託 >

横須賀市津波ハザードマップ作成業務委託(一般委託)仕様書

横須賀市津波ハザードマップ作成業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	津波に関する「津波浸水想定区域図」の情報を、住民に分かりやすく提供することを目的とし、地域防災力の向上を図るための、横須賀市津波ハザードマップを作成することを目的とする。
2	履行期間	契約の日から令和4年 10月 31日
3	施行場所	横須賀市市長室危機管理課の指定する場所
4	業務内容	別紙「横須賀市津波ハザードマップ作成業務委託特記仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「横須賀市津波ハザードマップ作成業務委託特記仕様書」のとおり
6	関係法規	別紙「横須賀市津波ハザードマップ作成業務委託特記仕様書」のとおり
7	資格要件	別紙「横須賀市津波ハザードマップ作成業務委託特記仕様書」のとおり
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	横須賀市市長室危機管理課 土肥 (ダイヤルイン:046-822-9390)

< 指示又は希望事項 >

グリーン物品購入 及び 環境配慮関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。</p> <p>(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
--------------------------	--

## 横須賀市津波ハザードマップ作成業務委託特記仕様書

### 第1条 目的

水防法に基づき、想定し得る最大規模の津波による浸水が発生した場合に、浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される浸水の深さ、浸水の継続時間を2種類の図面に表示した「津波浸水想定区域図」の情報を、住民に分かりやすく提供することを目的とし、地域防災力の向上を図るための、横須賀市津波ハザードマップを作成することを目的とする。

### 第2条 業務委託名

横須賀市津波ハザードマップ作製業務委託（以下「本業務」という）

### 第3条 準拠する法令等

本業務を受託した者は、次の法令等に準拠しなければならない。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 水防法、同法施行令及び施行規則
- (3) 海岸法、同法施行令及び施行規則
- (4) 河川法、同法施行令及び施行規則
- (5) 津波防災地域づくりに関する法律、同法施行令及び施行規則
- (6) 水害ハザードマップ作成の手引き
- (7) 津波ハザードマップ作成の手引き（平成23年度版）
- (8) 神奈川県作成の津波浸水想定区域図
- (9) 津波浸水想定区域図作成マニュアル
- (10) 神奈川県新たな津波浸水予測図及び解説書
- (11) 神奈川県地域防災計画
- (12) 横須賀市地域防災計画
- (13) 測量法、同法施行令
- (14) その他関係法令（避難情報に関するガイドライン）等

### 第4条 提出書類、作業種別等

受託者は、本業務の実施に先立ち、予め次の書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。また、本業務は公共測量に準じ地図調製（空間情報処理）の手法により、主任技術者及び作業班長は測量士を配置（技術者には測量士補、地理空間情報専門技術者 GIS1 級以上及び防災調査を配置）し着手時に書類を提出することとする。

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者、作業班長届、技術資格証（写）及び雇用（正規）を証明する書類

- (3) 工程表
- (4) その他、発注者が必要とする書類

#### 第5条 業務委託期間

本業務の委託期間は、契約の締結日から令和4年10月31日までとする。

#### 第6条 検査・完了

受託者は、本業務の完了後、次の書類を提出し、発注者の完了検査を受け、発注者が修正を必要と認めたときは速やかに修正を行わなければならない。また、これにかかる費用は受託者の負担とする。

- (1) 完了届
- (2) 成果品
- (3) その他発注者が必要と認める書類

#### 第7条 貸与物

- (1) 横須賀市 1/2,500 都市基本計画図データ (DM データ)
- (2) 神奈川県津波浸水想定区域データ (shape データ) 及び付帯資料
- (3) 横須賀市地域防災計画
- (4) その他必要とされる資料

#### 第8条 業務内容

本業務は、東京湾及び相模灘の津波ハザードマップ及び防災啓発情報を作成するものである。業務内容は次のとおりとする。

- (1) 計画準備・資料収集・整理等

業務に先立ち、本業務が円滑に実施できるよう十分な計画準備を行い、津波ハザードマップ及び防災啓発情報を作成する上で必要な資料を収集・整理し、技術的方針を十分検討するとともに、業務体制及び作業工程等、業務全般の実施計画書を作成する。

- (2) 津波ハザードマップの検討

神奈川県が作成した津波浸水想定区域図及び基礎調査資料の内容を把握し且つ横須賀市の地域特性を踏まえ、避難所等の記載事項等について検討・確認を行い、津波ハザードマップに記載する地図のレイアウト、縮尺等を決定する。上記の検討に際しては、必要に応じて現地確認等を実施する。

- (3) 防災啓発情報の検討

円滑な警戒避難を確保する上で、警戒避難時に活用できる情報や、平常時における津波災害に関する情報等を住民にわかりやすく提供するため、次について検討する。

津波ハザードマップの概要、津波の基礎知識、津波に関する情報の入手・伝達方法、風水害時の避難体系、避難に際してのタイムライン、避難の知識（避難準備・指示等）、防災情報の目安（注意報・警報の基準、津波特別警戒水位等）、日頃の心得等、減災行動一般（備蓄品、自宅の安全対策、家族防災会議）

#### （４）津波ハザードマップ、防災啓発情報の作成

以下の津波ハザードマップ、防災啓発情報を作成する。

##### ① 津波ハザードマップの作成

###### （ア）基図（地形図）

- a. 横須賀市都市計画基本図（1/2,500DM データ）をもとに、地図情報システム（GIS）等によるコンピューター処理により座標展開（平面直角座標 9 系）し、作成対象地区及び全市の図形を地図調製作業（空間情報処理）の手法により基図を作成する。
- b. 緯度・経度線を表示する。

###### （イ）記載項目（ハザードマップ地図情報）

- a. 基図上に、次の記載事項等をピクトグラムや記号、色分け等で分かりやすく表示する。
- b. 神奈川県が作成した津波浸水想定区域データ（GIS データ）をもとに、データ変換等を行い、基図との整合性、精度を十分に考慮しながら各種図式設定を行い点、線、面情報を組み合わせてハザードマップを作成する。ハザードマップには、次の事項を記載すること。
  - ・津波浸水想定区域
  - ・浸水深
  - ・海拔ライン
  - ・風水害時避難所
  - ・市役所、コミュニティセンター、その他公共施設
  - ・消防署、消防分署、出張所、消防団詰所
  - ・警察署
  - ・津波避難ビル
  - ・広域避難地、震災時避難所
  - ・その他協議の上決定した事項
- c. 家屋、道路等、避難に必要な情報が明確に判別できるように工夫する。
- d. 浸水深の色分けは、津波ハザードマップ作成の手引きに準じる。
- e. 視覚的に色覚弱者に配慮（カラーバリアフリー）した配色とする。色弱タイプ（3タイプ P,D,T 型）に適合するよう、配色と意匠に留意する。

f. 余白部には、イラスト、テキスト、図表、地図の開設等を用いて、タイトル、方位凡例、位置図、縮尺等を挿入する。

g. 水系（河川）の名称

h. 市内を8分割して地区割り（追浜・田浦・逸見、西1、西2、北下浦、久里浜、浦賀、大津、本庁）を行い、正縮尺を1/6500から1/7500の範囲となるように分割し、A1判表裏にそれぞれの地区を配置し、全体で1枚のハザードマップとなるように作成する。

（別紙1、2参照）

## ② 防災啓発情報の作成

次の内容などについて、市と協議の上、タイトル、イラスト、テキスト、図表などを用いて分かりやすく編集し掲載する。

（ア）津波に関する情報の入手・伝達方法

（イ）風水害時の避難体系

（ウ）避難に際してのタイムライン

（エ）避難の際の知識（避難準備・避難指示等）

（オ）防災情報の目安（注意報・警報の基準、津波特別警戒水位等）

（カ）日ごろの心得等

（キ）減災行動一般（備蓄品、自宅の安全対策、家族防災会議）

## ③ 地図製版・印刷

次の内容で地図製版、印刷、加工を行う。

（ア）規格

JISA1判

（イ）地図製番及び印刷方式並びに部数

オフセット地図多色刷印刷（5色／5色両面印刷） 東京湾側及び相模灘川（表裏に2種を配置）：8地区（追浜・田浦・逸見、西1、西2、北下浦、久里浜、浦賀、大津、本庁）  
合計 60000部

（ウ）色数

10色刷【5色（ネズミ,C,M,Y,K）/5色（ネズミ,C,M,Y,K）】

（エ）紙質

マットコート紙 57.5kg

（オ）製本

教本折、蛇腹3山、二つ折（A4判仕上がり）

（カ）梱包

100部梱包／袋

（キ）仕分け

40仕分け程度

（ク）全市版インクジェット出力

A0判 20部

(ケ) 校正

3回程度（デジタルカラー校正出力、各校正につき3部提出）

(5) 電子媒体の作成

ホームページ掲載用データについて、津波ハザードマップ面及び防災啓発情報面についてPDF形式又はJPEG形式のデータに変換を行う。

(6) 打合せ等

業務着手時、中間打ち合わせ、業務完了時及び校正打ち合わせについて6回程度行う。

(7) 報告書の作成

業務内容に関する報告書を作成する。

## 第9条 成果品

(1) 地区別津波ハザードマップ（追浜・田浦・逸見、西1、西2、北下浦、久里浜、浦賀、大津、本庁）合計60000部

(2) ホームページ用データ CD-R 1式

(3) 業務報告書 1式

## 第10条 成果品の納入場所

横須賀市役所本庁舎危機管理課の指定する場所

## 第11条 その他

(1) 本業務の遂行において、市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市職員と協議する。なお、貸与された資料は本業務の目的以外に使用してはならず、業務完了後速やかに返却すること。

(2) 本業務に係る成果品の著作権等の権利は委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用してはならない。

(3) 受託者は、その不備が確認できた場合は成果品提出後であっても速やかに、受託者の費用をもって加筆又は修正するものとする。

(4) 受託者は業務上知り得た個人情報等の秘密を、他者に漏らしてはならない。

(5) 本仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者との協議の上、決定するものとする。

別紙1 分割単位イメージ (S=7,000)



- |                 |          |
|-----------------|----------|
| (a) 追浜・田浦・逸見地区版 | 10,000 部 |
| (b) 本庁地区版       | 10,000 部 |
| (c) 大津地区版       | 7,000 部  |
| (d) 浦賀地区版       | 7,000 部  |
| (e) 久里浜地区版      | 9,000 部  |
| (f) 北下浦地区版      | 7,000 部  |
| (g) 西地区①版       | 5,000 部  |
| (h) 西地区②版       | 5,000 部  |

別紙2 レイアウトイメージ

表面（啓発面）

津波ハザード マップ タイトル	津波の基礎知 識（1）	津波の基礎知 識（2）	津波避難の心 得
ハザードマッ プの活用	津波情報	津波予報区	ハザードマッ プについて

表面（地図面）

